別表第九（三）

平成　　年分　外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書

経済的利益の供与等を受けた者	住所又は居所									
	氏　名									
供与等の年月日	経済的利益の内容	供与等を受けた株式の価額又は金銭その他の経済的利益の額	権利の種類	基礎となる株式又は権利の数	1単位当たりの金額	表示通貨	権利付与年月日	権利の種類	取得できる株式等の総数若しくは金銭等の総額又は付与された権利の総数	単位
・・							・・			
・・							・・			
・・							・・			
							・・			
外国親会社等（付与会社）	名　称			所在地の国名						
（摘要）										
提出者	所在地									
	名　称			（電話）						

（用紙　日本工業規格　A6）

備　考

1　この調書は、法第228条の３の２に規定する外国親会社等（以下この表において「外国親会社等」という。）の経済的利益の供与等（同条に規定する供与等をいう。以下この表において同じ。）に関する調書について使用することとし、その経済的利益の供与等を受けた役員等（同条に規定する役員等をいう。以下この表において同じ。）が当該外国親会社等との間で締結した当該経済的利益の供与等に係る権利（令第354条の３第２項各号に掲げる権利をいう。以下この表において同じ。）の付与に関する契約ごとに作成すること。

2　この調書の記載の要領は、次による。

(1)　「住所又は居所」の欄には、経済的利益の供与等を受けた日の現況による住所又は居所を記載すること。

(2)　「経済的利益の内容」の欄には、株式の交付（無償）、株式の交付（有償）、金銭の支払（株式相当額）、金銭の支払（配当相当額）のように記載すること。

(3)　「基礎となる株式又は権利の数」の欄には、その供与等を受けた株式の価額又は金銭その他の経済的利益の額の計算の基礎となった株式の数又は金銭その他の経済的利益の供与等の基因となった権利の単位数を「１単位当たりの金額」の欄には、その供与等を受けた日におけるその計算の基礎となった株式１株当たりの価額又は権利１単位当たりにつき供与等を受けた金銭その他の経済的利益の額を、それぞれ記載すること。

(4)　「権利の種類」の欄には、ストックオプション、制限株式、制限株式ユニット、従業員持株購入権、ファントムストック、株式評価益受益権、パフォーマンス・シェア、パフォーマンス・ユニットのように記載すること。

(5)　「取得できる株式等の総数若しくは金銭等の総額又は付与された権利の総数」の欄には、その付与された権利に基づき取得することができる株式の総数又は金銭その他の経済的利益の総額（当該権利の付与に関する契約において、当該株式の総数又は経済的利益の総額が定められていない場合には、当該契約により付与された権利の総数）を記載すること。

(6)　「単位」の欄には、「取得できる株式等の総数若しくは金銭等の総額又は付与された権利の総数」に記載した事項に対応する単位を、株、円、ドル、ユーロ、ユニットのように記載すること。

(7)　その経済的利益の供与等の基因となった権利の行使の際に払い込まれるべき金額がある場合には、その額を「摘要」の欄に記載すること。

3　合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七条の改正規定（同条第二項第五号に係る部分に限る。）、第四十条の三第一項第一号の改正規定、第八十一条の六の改正規定（同条第一項第一号ニ及びホに係る部分に限る。）、第九十七条の二第一項の改正規定及び第九十七条の三第一項の改正規定　平成二十四年四月一日

二　第九十七条の四第一項及び第百六条の改正規定（同項に係る部分に限る。）　平成二十六年一月一日

三　第七条の改正規定（同条第二項第五号に係る部分を除く。）、第十三条第一項第七号の改正規定、第八十一条の六の改正規定（同条第一項第一号ニ及びホに係る部分を除く。）、第八十一条の十の改正規定、第八十一条の十四の改正規定、第八十一条の二十の改正規定、第八十一条の二十五の改正規定、第八十一条の二十九の改正規定、第八十一条の三十三の改正規定、第八十一条の三十六の改正規定及び第八十一条の三十八第二項を削る改正規定並びに次条及び附則第四条の規定　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）

（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等に関する経過措置）

第二条　改正前の所得税法施行規則（以下「旧規則」という。）第七条第三項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）の国内に住所を有する個人が、前条第三号に定める日前に租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下「改正法」という。）第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第十条第五項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定による告知又は所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百号。以下「改正令」という。）による改正前の所得税法施行令第四十三条第一項（非課税貯蓄に関する異動申告書）の規定による申告書の提出若しくは同令第四十七条第二項（非課税貯蓄相続申込書）の規定による同項の非課税貯蓄相続申込書の提出の際に提示したこれらの規定に規定する書類については、なお従前の例による。

2　入管法等改正法附則第十五条第二項（入管法の一部改正に伴う経過措置等）に規定する中長期在留者の同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日が経過するまでの期間における改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第七条第二項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）の規定の適用については、同項第七号中「在留カード又は」とあるのは「在留カード」と「特別永住者証明書」とあるのは「特別永住者証明書又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第十五条第一項（入管法の一部改正に伴う経過措置等）に規定する外国人登録証明書」とする。

3　前項の規定は、入管法等改正法附則第二十八条第二項（特例法の一部改正に伴う経過措置等）に規定する特別永住者の同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日が経過するまでの期間における新規則第七条第二項の規定の適用について準用する。